

# 地域相談の総合的な支援体制の 確立に向けて(案)

※令和6年度八王子市障害者地域自立支援協議会第1回全体会  
会議資料(令和6年4月24日時点・検討段階の資料)

# 基幹相談支援センター 設立に向けて(案)

※基幹相談支援センターは、地域相談の総合的な支援体制を確立するための方策の一つです。体制については今後自立支援協議会等と調整の上、進めていきます。

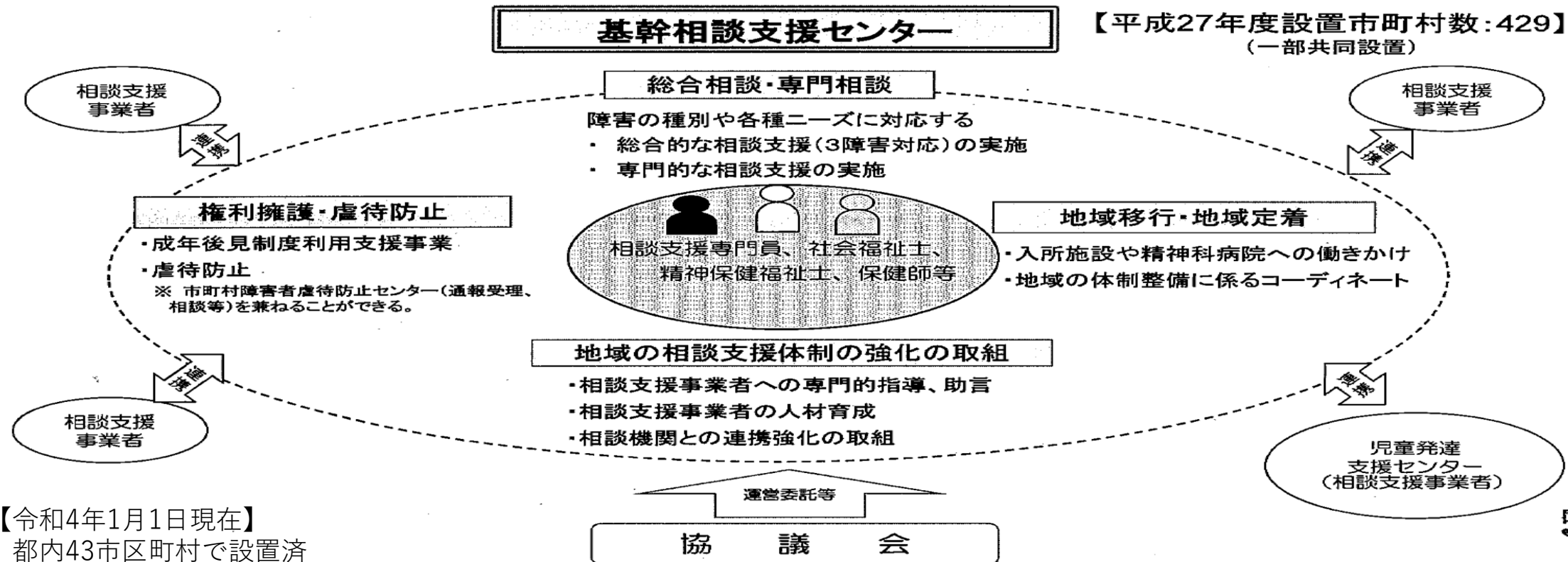
# 1. 基幹相談支援センターとは

## 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



【令和4年1月1日現在】  
都内43市区町村で設置済

## 2. 基幹相談支援センターに対する国の動向

**地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備**

## 現状・課題

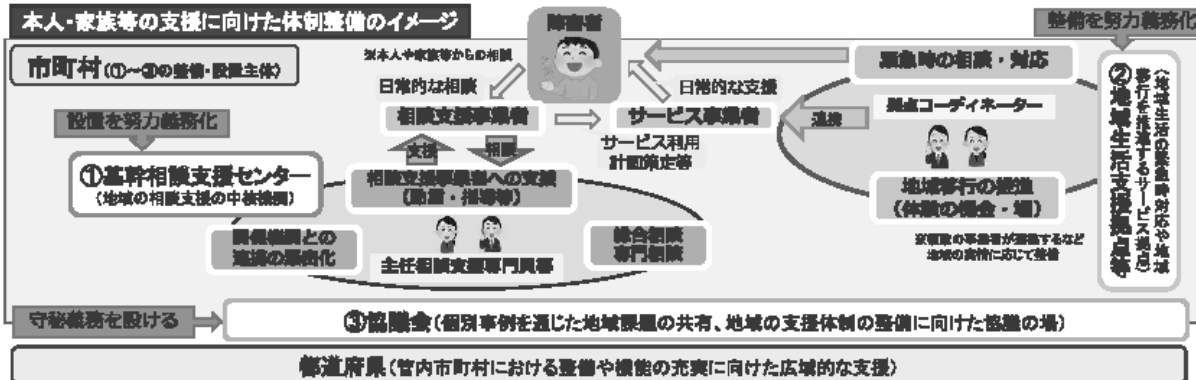
令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の雇用化・高齢化や震災後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点:921市町村(53%)、基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、障害者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自治、ひとごと、虐待等

## 見直し内容

- 精神保健支援センターについて、地域の保健支えの中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務を定める。
- 地域生活支援センターと障害者総合支援施設に位置付けるとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を定める。
- 地域の福祉会で障害者の様々な事情について情報共有することや障害者総合支援法上明記するとともに、福祉会の参加者に対する支援体制及び関係機関による協議会への情報提供に、関係する努力義務を定める。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談窓口について、精神障害者のほか精神保健に障害を抱える者（※）を対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な提供を促すことと定めて定める。また、精神保健福祉士の確保として、精神保健に障害を抱える者等に対する精神保健に関する相談窓口を通知する。 ※ 例として、厚生労働省が定める平定。

## 本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



・地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務を設ける。

・地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務を設ける。

・地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に関する政省令事項について」より抜粋

### 3.全国基幹相談支援センター設置状況

| 実施状況   | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 実施市町村数 | 156   | 314   | 367   | 429   |
| 実施率    | 9%    | 18%   | 21%   | 25%   |

| 実施状況  | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 実施市町村 | 473   | 518   | 650   | 687  | 778  |
| 実施率   | 27%   | 30%   | 37%   | 39%  | 45%  |

※いずれの年も4月時点の数値（令和2年に関しては速報値）

※45%（778市町村・946か所）が設置しており、委託により設置している基幹相談支援センターは79%

※基幹相談支援センターの設置場所は、市町村役所が24%（226か所）、公共施設が26%

# 4.重層的な相談支援体制イメージ

## 重層的な相談支援体制

### <第3層>

- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域（自立支援）協議会

### <第2層>

- b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

### <第1層>

- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

# 5.相談支援体制の概略

## 現行の相談支援体制の概略

| 相談支援事業名等                                           | 配置メンバー                                               | 業務内容                                                                                                                                                                                                             | 実施状況等                                                                                                        |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基幹相談支援センター                                         | 定めなし(地活要綱例示)<br>相談支援専門員<br>社会福祉士<br>精神保健福祉士<br>保健師 等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的・専門的な相談の実施</li> <li>● 地域の相談支援体制強化の取組</li> <li>● 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成</li> <li>● 地域の相談機関との連携強化</li> <li>● 地域移行・地域定着の促進の取組</li> <li>● 権利擁護・虐待の防止</li> </ul>         | <p>■ 1,741市町村中<br/>156市町村(H25.4)9%<br/>367市町村(H26.4)21%<br/>429市町村(H27.4)25%<br/>→309力所(H27.4)</p>           |
| 障害者相談支援事業<br>実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可 | 定めなし                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)</li> <li>● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)</li> <li>● 社会生活力を高めるための支援</li> <li>● ピアカウンセリング</li> <li>● 権利擁護のために必要な援助</li> <li>● 専門機関の紹 等</li> </ul> | <p>■ 全部又は一部を委託1,554市町村(89%)<br/>■ 単独市町村で実施55%<br/>※H27.4時点</p>                                               |
| 指定特定相談支援事業所<br>指定障害児相談支援事業所                        | 専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本相談支援</li> <li>● 計画相談支援等</li> <li>・サービス利用支援、</li> <li>・継続サービス利用支援</li> </ul> <p>※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり</p>                                            | <p>■ 2,851ヶ所(H24.4)5,676人<br/>5,942ヶ所(H26.4)<br/>7,927ヶ所(H27.4)15,575人<br/>※障害者相談支援事業受託事業所数 1,952ヶ所(25%)</p> |
| 指定一般相談支援事業所                                        | 専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本相談支援</li> <li>● 地域相談支援等</li> <li>・地域移行支援</li> <li>・地域定着支援 等</li> </ul>                                                                                                | <p>■ 2,887ヶ所(H26.4)<br/>3,299ヶ所(H27.4)</p>                                                                   |

# 6.八王子市の現在の相談支援体制

〈第3層〉  
地域における相談支援体制の  
整備や社会資源の開発など

無し

・「障害者福祉課」と位置付けているが、実態として基幹相談支援センター機能を有していない。

〈第2層〉  
障害福祉サービスの利用を  
したい人や既存の福祉サー  
ビスで対応が困難な人の  
相談

委託相談

・福祉サービスを利用したい場合、全般的な相談を受ける  
・相談者の状況に応じ、拠点事業もしくは特定相談へ繋げていく

拠点事業

・既存のサービスでは対応ができない、既存のサービスを入れるまでに時間を要すが、支援の必要な者に対して、緊急的な対応する  
・既存の拠点事業と同様に、委託相談事業所が拠点事業としての機能を持つが、協力事業所と連携を取り、コーディネーター色を濃くする

〈第1層〉  
計画相談や地域移行支援、  
地域定着支援等の個別給付

特定・一般相談

・既存サービスで対応ができる場合、各種サービスのコーディネートをする

## 7.これまでの支援体制の課題

- サービス事業所がケース対応に困った際に相談する先がない
- 各事業所毎の空き情報の集約が困難
- 地域資源の把握が困難
- 市域が広いことで、地域資源に格差がある
- サービスを利用したい人がどこに相談をすればいいのかわからない  
(相談機関が役割毎に多様化している)
- 日中活動や計画相談事業所など事業ごとに横のつながり(会議体)はあるが、それぞれが独立している
- 他の行政機関も含めた障害者支援の情報集約が困難

## 8.地域生活支援拠点事業での強化

令和4年度より、基幹相談支援センターの構築に向けて、地域生活支援拠点事業を強化。

各種コーディネーターを配置し、支援者の支援にあたることにより、相談支援力の強化を図った。

## 9.地域生活支援拠点事業強化で顕在化した課題

地域生活支援拠点事業の強化により、相談支援力を高めるためのコーディネーターの有効性が実証された。

しかしながら、地域の相談支援体制の強化を図るには、

- ・各種相談部門
- ・相談サービス以外の部門
- ・高齢・児童・医療等の部門

との連携・調整や支援者へのスーパーバイズ、支援を円滑に進めるための情報共有等が必要となる。

そのため、基幹相談支援センターの設置が必要となる。

# 10.八王子市の目指す相談支援体制

## 〈第3層〉

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

### 基幹相談支援センター※障害者福祉課と一部機能を委託

- ・次ページの五つを柱を達成するための支援体制構築の中核
- ・その他基幹相談支援センターとしての機能を担う

## 〈第2層〉

障害福祉サービスの利用をしたい人や既存の福祉サービスで対応が困難な人の相談

### 委託相談

- ・福祉サービスを利用したい場合、全般的な相談を受ける
- ・相談者の状況に応じ、拠点事業もしくは特定相談へ繋げていく

### 拠点事業

- ・既存のサービスでは対応ができない、既存のサービスを入れるまでに時間を要すが、支援の必要な者に対して、緊急的な対応する
- ・既存の拠点事業と同様に、委託相談事業所が拠点事業としての機能を持つが、協力事業所と連携を取り、コーディネーター色を濃くする

## 〈第1層〉

計画相談や地域移行支援、地域定着支援等の個別給付

### 特定相談

- ・既存サービスで対応ができる場合、各種サービスのコーディネートをする

基幹相談支援セン  
ターの五つの柱

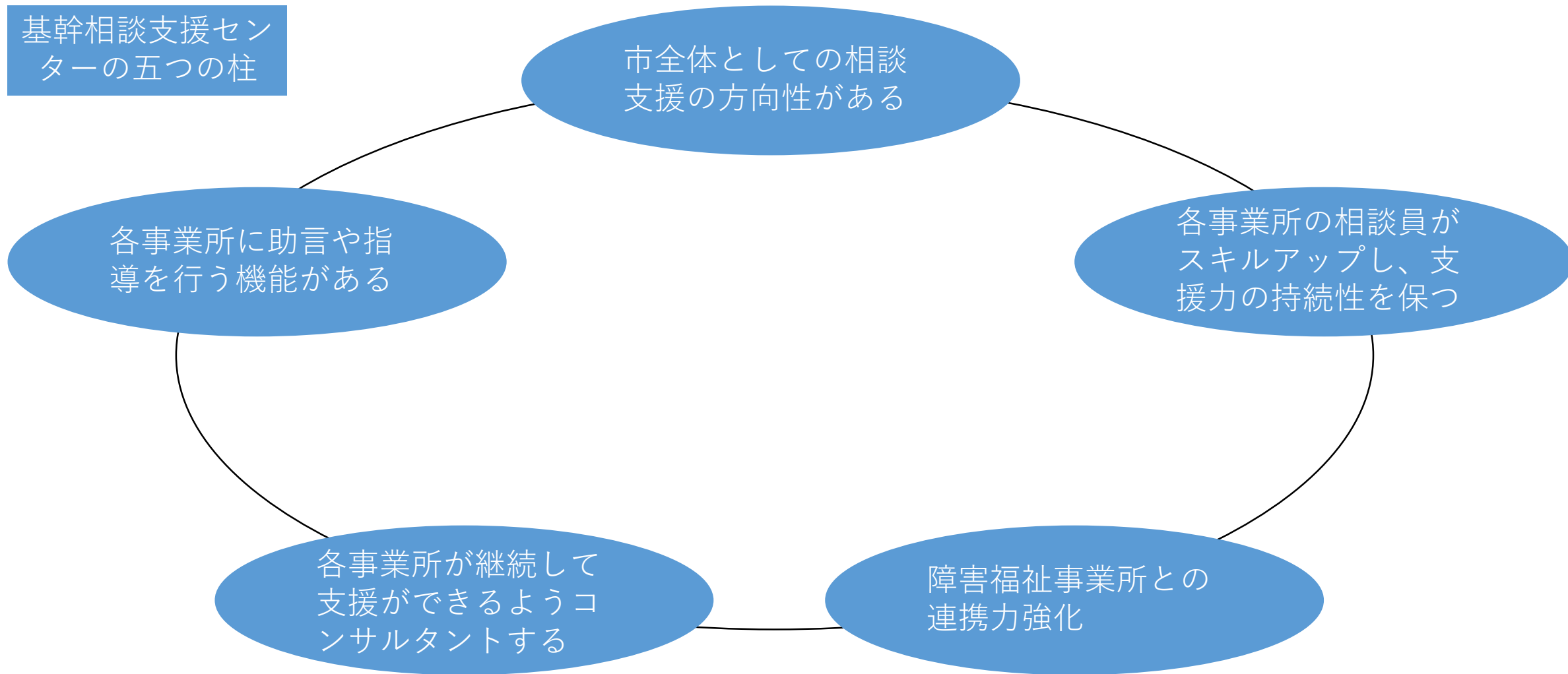
市全体としての相談  
支援の方向性がある

各事業所の相談員が  
スキルアップし、支  
援力の持続性を保つ

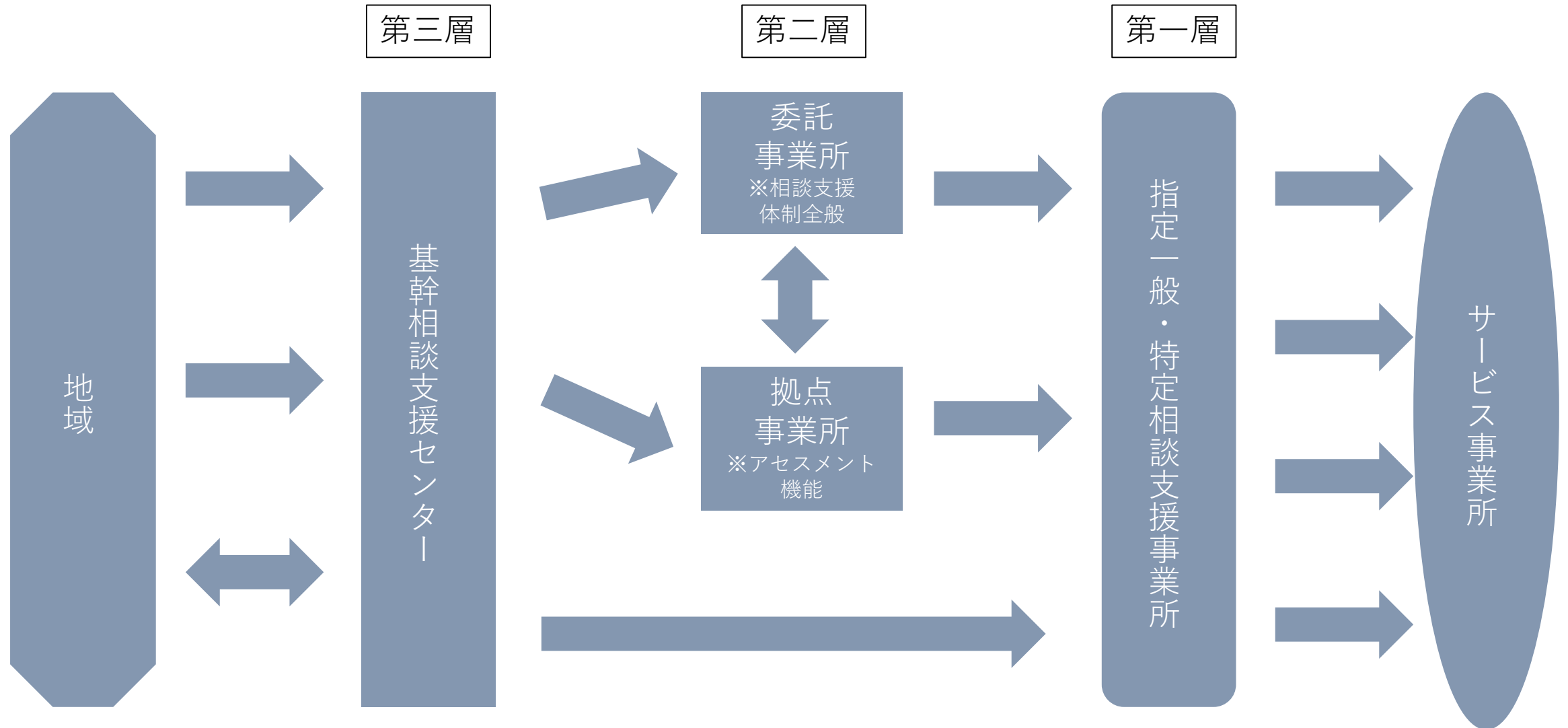
障害福祉事業所との  
連携力強化

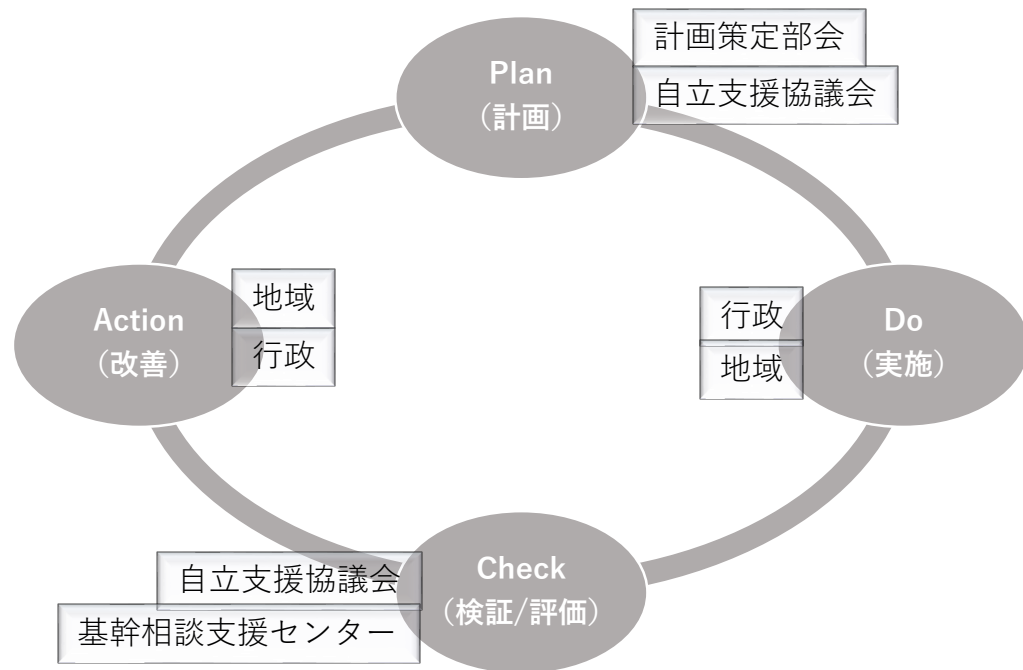
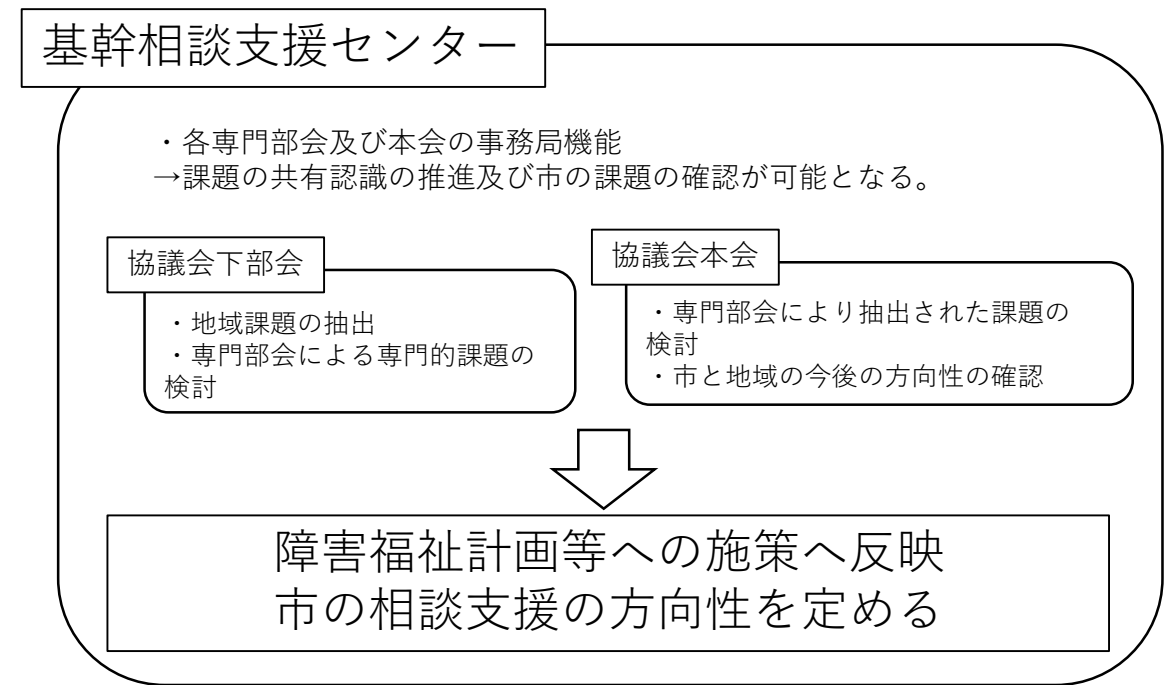
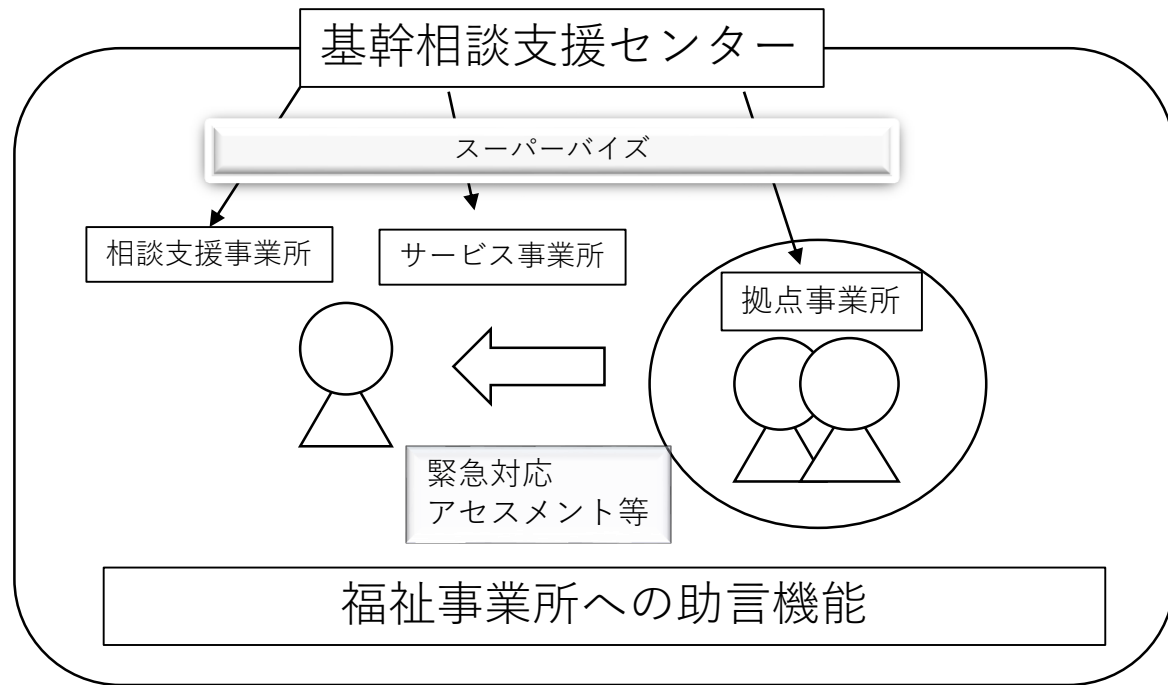
各事業所が継続して  
支援ができるようコ  
ンサルタントする

各事業所に助言や指  
導を行う機能がある



# 11.障害分野における相談イメージ図(案)





## 12.基幹相談支援センターの担う機能

### 【総合的・専門的な相談の実施】

- ・相談者の相談及び適正な相談先の斡旋・調整、サービス事業所（支援者）の相談先としての機能

### 【地域の相談支援体制強化】

- ・支援者への研修
- ・支援に有効な情報
- ・各部門に横のつながりを生み出す

### 【地域移行・地域定着の促進取組】

- ・相談支援力や連携体制が強化され、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる

### 【権利擁護・虐待の防止】

- ・権利擁護の普及・啓発、虐待対応については、市と連携して行う

# 13.八王子市型基幹相談支援センターによって

- これまでの取り組みの結果、〈第2層〉が果たす機能により、市民からの相談機能は充実しているが、全体的なコーディネートをする機関がない。そのため、司令塔となる機関を作る必要がある。
- 既存の体制を最大限活かすため〈第1層〉〈第2層〉が新規相談を受け入れやすくするため、スーパーバイズ機能やコンサルタント機能を担い、指令塔の機能を中心とする。

最小限の人数で、既存資源をフル活用するための司令塔機能が新しく必要

## 14.八王子市型基幹相談支援センターによって

- セルフプラン率が下がり、各サービス利用者が相談できる体制が構築される。

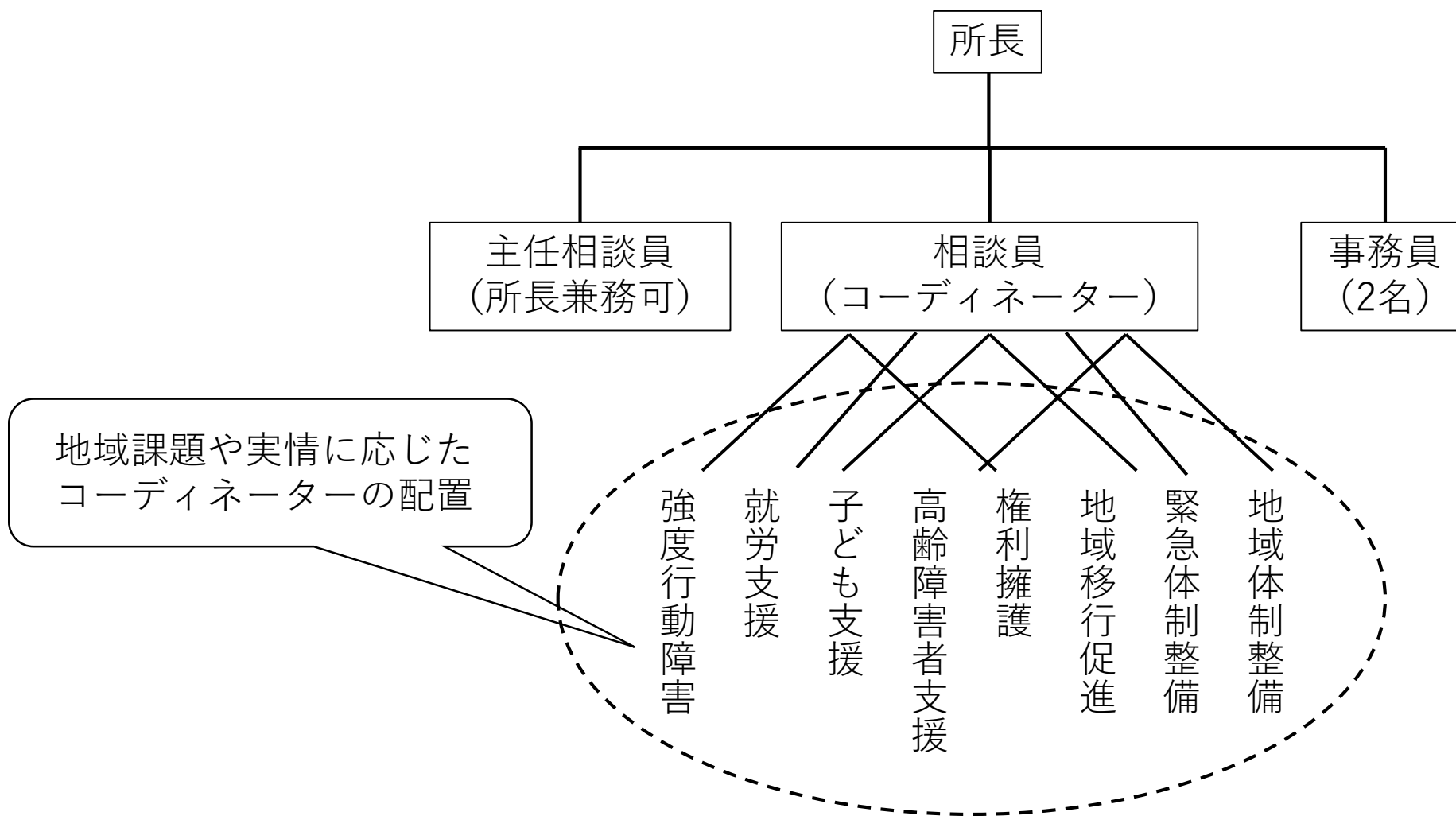
→ 困難ケースや緊急時対応ケース等により、障害者福祉課職員が調整に時間を要すが、相談体制があることでスムーズな調整を行うことができる。

- 市民が「どこ」に相談をすればいいか明確化される
- 既存の地域資源の関係性が構築され、障害者一人ひとりへ適したサービスの支給が可能となる。

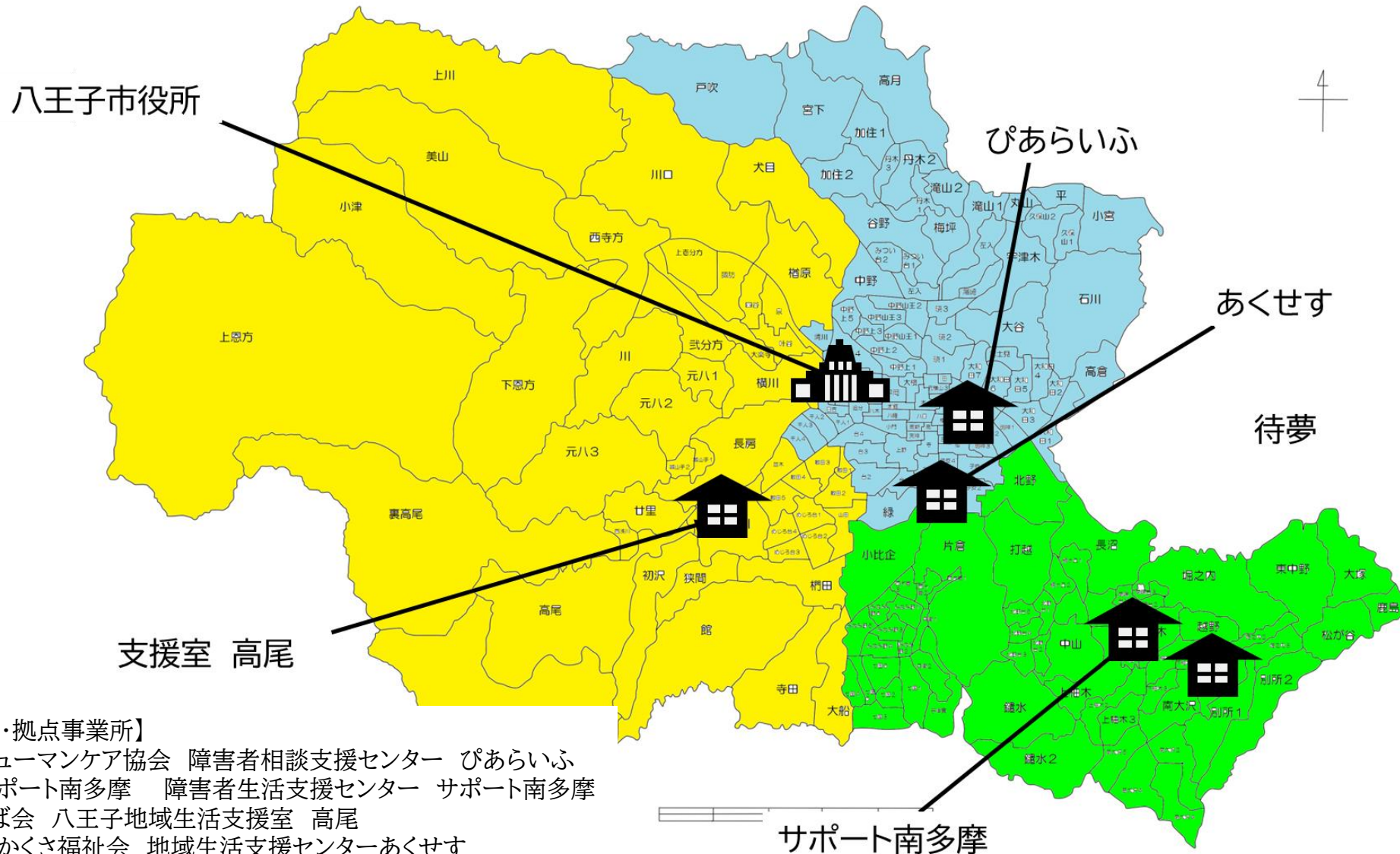
障害のある方の住みやすいまちを作るための中枢機関

有事の際に、職員が最低限の人数で対応が可能となる

# 15.八王子市型基幹相談支援センターの組織図



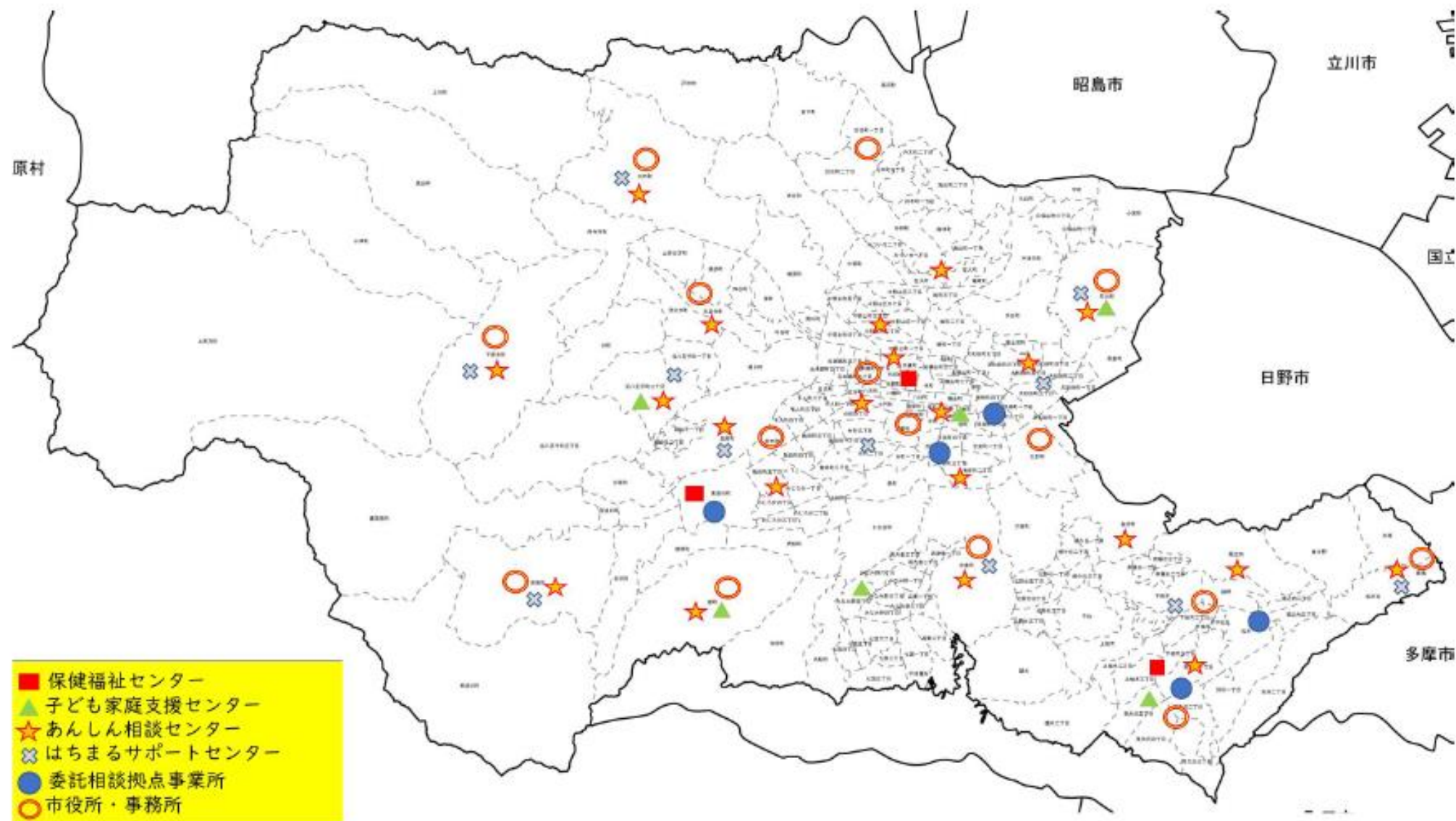
# 〈参考資料①〉障害者委託相談支援事業所所在地



## 【委託相談・拠点事業所】

- ・(特非)ヒューマンケア協会 障害者相談支援センター ピあらいふ
- ・(特非)サポート南多摩 障害者生活支援センター サポート南多摩
- ・(福)もくば会 八王子地域生活支援室 高尾
- ・(特非)わかき福祉会 地域生活支援センターあくせす
- ・(特非)多摩草むらの会 相談支援センター 待夢

# 〈参考資料②〉その他市内各種相談窓口所在地



# 〈参考資料③〉八王子市自立支援協議会

- 自立支援協議会
- 就労支援部会  
下部会……就労移行支援事業所連絡会
- 子ども部会  
下部会……放課後等デイサービスワーキング、医療的ケア児ワーキング
- 地域移行部会  
下部会……個別推進会議
- 地域継続支援部会
- 下部会……日中支援事業所連絡会、グループホーム事業所連絡会、相談支援事業所連絡会、相談支援の在り方検討会、委託・拠点連絡会議
- 権利擁護部会

# 〈参考資料④〉既存の市内障害部門相談支援体制

- 就労

八王子市障害者就労・生活支援センター ふらん(障害者就労支援事業)

- 高次脳機能障害

八王子市高次脳機能障害者相談室はっぱ(高次脳機能障害者支援促進事業)

- 発達障害児

島田療育センターはちおうじ 発達障害児支援室(からふる)(発達障害児支援事業)

すぎな愛育園・すぎな愛育園きらきら(児童発達支援センター)

- 障害児・家族支援

若駒ライフサポート(自立サポート環境整備事業)

- 訓練・相談

八王子市心身障害者センター(武蔵野会)

- 居住支援

地域生活支援センター あくせす

- 医療的ケア児

島田療育センターはちおうじ(医療的ケア児等コーディネーター事業)

一般社団法人シーズ(医療的ケア児等コーディネーター事業)

## 〈参考資料⑤〉これまでの八王子市相談支援体制構築の取組

| 事業名                    | 事業開始年月  | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | その他                                                  |
|------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 八王子市障害者相談支援事業          | 平成8年10月 | <ul style="list-style-type: none"><li>・福祉サービスの利用等に関する支援</li><li>・障害や病状に関する支援</li><li>・健康、医療に関する支援</li><li>・不安の解消、情緒安定に関する支援</li><li>・保育、教育に関する支援</li><li>・家族関係、人間関係に関する支援</li><li>・家計、経済に関する支援</li><li>・生活技術に関する支援</li><li>・就労に関する支援</li><li>・社会参加、余暇活動に関する支援</li><li>・権利擁護に関する支援</li></ul>                                                                                                                                        |                                                      |
| 八王子市障害者地域生活支援拠点事業      | 平成28年4月 | <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者（児）の地域生活支援を促進する観点から、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、国が示した「地域生活支援拠点等」として市が整備した体制により、様々な支援を切れ目なく提供し、もって障害者福祉に係る支援を積極的に推進していく。</li><li>・地域生活の継続並びに施設入所者及び入院患者の地域移行の促進を図るために、公的な福祉サービスだけでは生活が困難な障害者の実例を把握するとともに、下記の業務を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>・相談</li><li>・緊急時の受け入れ、対応</li><li>・体験の機会、場</li><li>・専門的人材の確保、養成</li><li>・地域の体制づくり</li></ul></li></ul> |                                                      |
| 八王子市障害者地域生活支援拠点事業の機能強化 | 令和4年4月  | <ul style="list-style-type: none"><li>・上記内容を、地域の事業所が機能を分担することにより、「面的」な支援体制を構築する。</li><li>・本事業の支援体制を強化するため、支援者への助言やスキルアップ、ネットワークづくりを目的にコーディネータを配置する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                      | 「八王子市障害者地域生活支援拠点事業」により「面的」支援体制整備が構築されなかったため、強化する枝葉事業 |

## 〈参考資料⑥〉地域生活支援拠点事業について

- 目的

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者(児)の地域生活支援を促進する観点から、障害者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう(居住支援)、様々な支援を切れ目なく提供し、もって障害者福祉に係る支援を積極的に推進していくことを目的とする。

### 地域生活支援拠点事業所(委託)

支援を必要とする者の把握や地域資源につなげていくためのアセスメント、地域の支援事業所への紹介・移行を推進していく。  
また、緊急時の対応やそのための地域体制の整備を行う。

### 地域生活支援拠点コーディネーター



### 基幹相談支援センター設立後はそちらで対応予定

障害分野ごとに特化したコーディネーターにより地域支援体制の構築やスーパーバイズを行う

### 地域生活支援協力事業所

地域生活支援拠点等とは」に示した目的を達成するため、地域生活支援拠点事業所(委託)や地域生活支援拠点コーディネーターやその他地域生活支援拠点協力事業所等と連携を取り、各サービスの規定に則り、支援を行う。